

利用上の注意

- 1 統計表の第3表～第6表及び参考2における、各俸給表に定めのない職務の級については、網掛けとしている。
- 2 職員の経験年数は、給与決定上の学歴（採用等の際に、人事院規則9－8の規定に基づき職員の給与を決定する場合、その基礎となった学歴）を基準に算定したものである。
- 3 構成比は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。